

事案情報整理表(イメージ)

	事案				法第28条第1項に基づく調査組織													報告書提言（抜粋）	
	国公立	学校種	性別	重大事態の態様	事案概要	調査主体	設置根拠	委員の選定	委員人数	委員構成	調査補助員等	重大事態発生から調査開始までの期間	調査方法・調査内容	委員会の開催回数	傍聴の可否・議事録の公表の有無	調査に要した期間	報告書の公表状況		
1	公立	中学	男子	1号（自殺）	周囲の生徒からあだ名で呼ばれ一方的にからかわれるなどのいじめを受けていた。学校は当該生徒があだ名で呼ばれるなどの問題を把握していたが、組織的に共有されておらず、各教職員が抱え込んだままとなっていた。	教育委員会	法第14条第3項の附属機関	－	6名	・弁護士2名 ・学識者1名 ・元中学校長1名 ・児童相談所職員1名 ・社会福祉協議会事務局1名	－	1か月以内	・学校及び市教委に保管されている関係資料、学校のアンケート調査、御遺族から提供を受けた資料等 ・聞き取り調査 約15名（生徒、教職員、御遺族） ・学校視察	11～20回	不明	1年以上 1年6か月以内	概要版を公表	・教職員の生徒の理解 ・保護者との連携 ・教職員のいじめの定義の正確な理解 ・組織的情報共有 ・いじめ予防教育の実施 ・学校の相談体制の整備 ・教員定数の改善	
2	公立	小学	－	2号	他県から転入後、数年間、他の児童から執拗に追い回されたり、あだ名で呼ばれるなどのいじめを受けていた。また、遊興費等の多額の金銭を負担したとされているが、学校は多額の金銭のやりとりを把握していたものの、いじめの重大事態として取り扱わなかった。	教育委員会	法第14条第3項の附属機関	－	9名	・弁護士2名 ・学識者5名 ・児童精神科医1名 ・児童相談所職員1名	－	不登校開始から1年6か月以上	・学校からの提供資料 ・聞き取り調査（被害児童、被害児童保護者、教職員、教育事務所職員、教育委員会事務局職員） 視察	6～10回	・傍聴の可否不明 ・議事録公表（調査に関する部分は非公表）	6か月以上 1年以内	公表版を公表	・個々の児童の特性理解の促進と教育支援体制の確立 ・組織的な情報共有と対応 ・学校と保護者との日常的な連携 ・関係機関との連携 ・教育委員会における適切な児童生徒支援体制の確立 ・教育委員会は事案発生時の対応について適切に判断すること	
3	公立	小学	不明	2号	同級生から暴行やズボンを脱がされるなどのいじめを受けていた。担任はいじめを認識していたが、必要な対応を怠った。	教育委員会	－	－	延べ12名	・学識者1名 ・精神科医1名 ・弁護士1名 ・関係行政機関職員（福祉）2名（任期により2名だが、常時1名が従事） ・市中学校長会代表3名（任期により3名だが、常時1名が従事） ・保護者代表1名 ・臨床心理士3名	－	被害児童保護者が教育委員会に第三者委員会の設置を求めてから約3か月（不登校となり半年以上経過）	・学校、教育委員会及び被害児童保護者からの提供資料 ・聞き取り調査 約20名（被害児童、被害児童保護者、関係児童、関係児童保護者、教職員） ※被害児童の聞き取りの際は、主治医に連絡をとり、保護者同席の上で実施。精神的に不安定となった場合は、聞き取りを打ち切ることとした。	30回以上	・傍聴不可 ・議事録公表	2年以上 2年6か月以内	公表版を公表	・関係児童及びその保護者への指導・支援 ・教職員の児童生徒の理解の促進 ・関係機関との連携 ・地域や保護者との日常的な連携 ・教職員の資質向上に努めること ・組織的な児童生徒の支援体制の確立 ・教育委員会は事案発生時の対応について適切に判断すること	
4	公立	小学	不明	1号（自殺）	同級生らからズボンを下ろされたり、服を引っ張られたりして泣かされるなどのいじめを受けていた。当該児童は担当教諭らに助けを求めたり、学校のアンケートでいじめ被害を訴えていたが、学校は適切な対応を行わなかった。	教育委員会	新規設置	・教育委員会が5名に委嘱したが、御遺族より委員の推薦に関して上申があり、会議途中から新たに1名の委員が追加で委嘱された。	6名	・弁護士1名 ・精神科医1名 ・学識者1名 ・臨床心理士1名 ・社会福祉士1名 ・保護司1名	－	約5か月	・学校、教育委員会及び被害児童保護者からの提供資料 ・アンケート調査（同級生及びその保護者） ・聞き取り調査（児童・保護者・教職員）	30回以上	不明	2年以上 2年6月以内	全体版を公表	・いじめに関する教職員の意識改革（定義の正確な理解、積極的な認知、組織的対応等） ・養護教諭の積極的活用 ・学校におけるいじめに関する研修の実施 ・いじめを積極的に認知し、適切に対応する学校を教育委員会が肯定的に評価すること ・いじめ対策に従事する専任教員の配置 ・学校におけるいじめ対策についての教育委員会の検証	
5	公立	中学	女子	1号（自殺）	クラスや部活動の同級生から無視や仲間外れなどのいじめを受けていた。当該生徒はアンケートにいじめられていることを示唆する内容を記載していたが、学校は十分に対応しなかった。	教育委員会	新規設置	－	5名	・臨床心理士（SC・学識者）1名 ・弁護士1名 ・社会福祉士（SSW）1名 ・児童精神科医1名 ・学識者1名	－	約2か月	・学校及び教育委員会の調査報告書等資料 ・聞き取り調査 約60名（関係生徒、教職員、教育委員会指導主事、御遺族） ・アンケート（全校生徒）	不明	不明	1年以上 1年6か月以内	公表版を公表	・教職員のいじめの定義の正確な理解 ・学校の組織的対応 ・被害生徒への対応と加害生徒及び周囲の生徒への対応と指導 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 ・自殺予防の取組（自殺予防教育の実施、教育相談体制の整備、関係機関との連携等） ・提言を踏まえた取組の実施と報告	